

「徴用工判決」で報じられない「不都合な真実」

山本晴太 弁護士

新日鉄住金の上告を棄却して元徴用工への損害賠償を命ずる判決を確定させた韓国大法院（最高裁判所）判決に対し、安倍首相は「国際法上ありえない判断」、河野外相は「両国関係の法的基盤を根本から覆すもの」と非難し、大部分のマスコミや「識者」もこれに追随して韓国非難の大合唱を行っている。これを聞いた多くの人々は、日本と韓国の 50 余年の固い約束を韓国が一方的に反故（ほご）にしたと思って憤慨している。

しかし、実は日韓請求権協定の締結以来「請求権協定では個人の請求権は消滅しない」と力説してきたのは日本政府であり、2000 年前後に被害者を裏切るような解釈の転換を行ったのも日本政府なのである。この事実を明らかにするため、煩雑ではあるができるだけ出典を示しながら問題の経緯を述べてみたい。

「条約では個人の請求権は消滅しない」と力説してきた日本政府

こののはじまりは 1951 年のサンフランシスコ平和条約である。この条約には「連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し…」という条項があり、これを理由に広島原爆被爆者が日本国に対して補償請求の訴訟を起こした（原爆裁判）。被爆者のアメリカ合衆国やトルーマン大統領に対する損害賠償請求権を、日本政府がサンフランシスコ平和条約で消滅させたので、日本国は米国からの賠償に代わる補償をすべきだとの訴えだった。

これに対し、被告である日本国は次のように主張した。

「(1) 国家が個人の国際法上の賠償請求権を基礎として外国と交渉するのは国家の権利であり、この権利が外国との合意によって放棄できることは疑いないが、個人がその本国政府を通じないでこれとは独立して直接に賠償を求める権利は、国家の権利とは異なるから国家が外国との条約によってどういう約束をしようと、それによって直接これに影響は及ばない。

(2) 従って対日平和条約第 19 条 (a) にいう「日本国民の権利」は、国民自身の請求権を基礎とする日本国の賠償請求権、すなわちいわゆる外交保護権のみを指すものと解すべきである。…仮にこれ（個人の請求権）を含む趣旨であると解されとしても、それは放棄できないものを放棄したと記載しているにとどまり、国民自身

の請求権はこれによって消滅しない。従って、仮に原告等に請求権があるものとなれば、対日平和条約により放棄されたものではないから、何ら原告等が権利を侵害されたことにはならない。」（東京地裁 1963 年 12 月 7 日判決による被告主張要旨）。

1956 年の日ソ共同宣言にも似た規定があり、シベリア抑留被害者が日本政府に補償を要求した（シベリア抑留訴訟）。これについても日本政府は同じ対応をした。

要するにサンフランシスコ平和条約や日ソ共同宣言によって放棄したのは国家の外交保護権のみであり、被害者個人のアメリカやソ連に対する損害賠償請求権は消滅していないから、日本国は被害者に対して補償する義務はないというのである。

そして、1965 年の日韓請求権協定である。この協定は両国と国民の財産、権利、利益及び請求権の問題が「完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。

日本政府は締結当時からこの協定の「完全かつ最終的に解決」も個人の権利を消滅させるものではなく、外交保護権の放棄を意味すると解釈していた。そうでなければ朝鮮半島に資産を残してきた日本人から、日本政府が補償を求められる可能性があったからだ。

日韓会談の交渉担当官であった外務事務官谷田正躬（後の駐バチカン日本大使）は官報の姉妹誌として発行されている法律誌に次のような解説を寄稿した。

「協定第 2 条 3 の規定の意味は、日本国民の在韓財産に対して、韓国の執る措置または日本国民の対韓請求権（クレーム）については、国が国際法上有する外交保護権を行使しないことを約束することで…（仮に韓国政府の措置によって日本国民の財産権が消滅することになっても）その財産権の消滅はこの協定によって直ちにされるものではなく、相手国政府の行為としてなされることとなり、…憲法 29 条 3 項（国家補償）の問題にはならないと考えられる。」（「時の法令」別冊 1966 年 3 月 10 日号）

朝鮮半島に資産を残してきた日本人の権利について、日本政府が放棄したのが外交保護権にすぎないなら、韓国人強制徴用被害者個人の権利について韓国政府が放棄したのも外交保護権にすぎず、個人の権利は存続していると解釈するのが当然である。日本政府は当時から実際にはこのような法的解釈を採用していたが、政治的には「日韓請求権協定で完全に解決済み」との見解を繰り返し表明した。

1990年代になると韓国の民主化が進み、韓国人の強制徴用被害者らが被害者団体を結成して来日し、損害賠償請求訴訟を起こすようになった。このころ、ようやくこの問題が国会で取り上げられるようになり、まず、シベリア抑留問題について次のような答弁があった。

「…日ソ共同宣言第6項におきます請求権の放棄という点は、国家自身の請求権及び国家が自動的に持つておると考えられております外交保護権の放棄ということでございます。したがいまして、御指摘のように我が国国民個人からソ連またはその国民に対する請求権までも放棄したものではないというふうに考えております。…個人が請求権を行使するというところでございますならば、それはあくまでソ連の国内法上の制度に従った請求権を行使する、こういうことにならざるを得ないと考えます。」(1991年3月26日参議院内閣委員会高島有終外務大臣官房審議官答弁)。

これは「外交保護権を放棄した以上政府は何もできない、ソ連に賠償を請求したければソ連に行って裁判をすればよい。」という意味の、シベリア抑留被害者を突き放した答弁だった。しかし、その後、日本の国内法の手続きに従って日本で訴訟を提起している韓国人被害者についての質問を受けると、この答弁と矛盾する答弁をする訳にもいかず、次のように答弁した。(同年8月27日参議院予算委員会柳井俊二外務省条約局長答弁)。

「…日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。その意味するところでございますけれども…これは日韓両国が国家として持つております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがいまして、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。」

その後類似の趣旨の答弁が繰り返され、外務省発行の文書にも次のように明記された。

「『国家が国民の請求権を放棄する』という文言の意味は、…国内法上の個人の請求権自体を放棄するものではなく、国際法上、国家が自国民の請求権につき国家として有する外交保護権を放棄するものであるとの解釈も、日本政府がこれまで一貫して取ってきているところである。」(「外務省調査月報」1994年度No.1)

このような解釈にしたがい、1990年以来韓国人被害者が提訴した数十件の戦後補償裁判において、1999年までの10年間、国側は日韓請求権協定などの条約で解決済みと主張することはなく、これが争点になることさえなかった。

日本政府の「手のひら返し」

ところが、時効や国家無答責（国家は不法行為責任を負わないという旧憲法下での解釈論）等の争点について、企業や国に対して不利な判断をする裁判例が現れはじめた 2000 年、日本政府は解釈を突然変更し、あらゆる戦後補償裁判で「条約（サンフランシスコ平和条約、日韓請求権協定、日華平和条約、日中共同声明）により解決済み」と主張し始めた。日本人被害者から補償請求を受けていたときには「条約により放棄したのは外交保護権にすぎず、被害者は加害国の国内手続きにより請求する道が残っているので日本国には補償責任がない」と主張し、外国人被害者から賠償請求を受けると「条約により日本の国内手続きで請求することは不可能になったので、日本国には賠償責任がない」と手のひらを返したのである。

当初国は「条約によって解決済み」との結論だけを定めたのか、法的な説明は訴訟ごとにまちまちであったが、やがて国側の主張は整理され「個人の実体的権利は消滅していないが、訴訟によって行使することができなくなった」という内容にまとめられていった。

最高裁も個人の請求権の存続を認めている

中国人被害者の事件についての 2007 年 4 月 27 日最高裁判決はこのような国の主張を基本的に受け入れた。

最高裁は、個人の請求権について民事裁判上の権利行使することはできないこととするというのが「サンフランシスコ平和条約の枠組み」であり、日中共同声明もこの枠組みの中にあるため、この声明で中国は中国国民個人の請求権をも放棄したと述べた。

ただし、最高裁も次のように述べて、個人の実体的な請求権は消滅していないことを明らかにした。

「ここでいう請求権の『放棄』とは、請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である。したがって個別具体的な請求権について、その内容等にかんがみ、債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられない。」

「国民が…放棄する」との文言がない日中共同声明により訴訟で権利を行使できなくなるとすれば、「国民の…」と言う文言があり、明らかにサンフランシスコ平和条約を前提に締結された日韓請求権協定に同じ解釈が適用されるのは必然であった。最高裁判決後の

韓国人被害者に関する訴訟では、国は裁判上の権能が失われたという最高裁判決の論理を援用し、個人の請求権が消滅したのではないが請求権協定により訴訟で請求できなくなったと主張し、裁判所もこれを認めた（富山地裁 2007 年 9 月 19 日判決など）。

このようにして韓国の被害者が日本の裁判所で賠償を実現することは不可能になった。しかし、『完全かつ最終的に解決』とは外交保護権の放棄を意味し、個人の請求権は消滅していない」という日本政府の日韓請求権協定解釈は現在も維持されている。ただ、2000 年代に入って「被害者は権利があっても裁判では請求できない」という主張が追加されたのである。

今回の原告はその「消滅していない請求権」を韓国の裁判所で行使し、認められたものである。

三権分立も知らない政治家やジャーナリスト

政府やマスコミは判例集や国会議事録をみれば簡単に確認できるこのような事実にも口をつぐんだまま、韓国が一方的に約束を反故にしたかのように非難して隣国への憎悪を煽っている。

しかも「盧武鉉政権は 2005 年に徴用工への補償は韓国政府の責任であることを認めた」という言説も事実ではない。韓国政府は 1995 年ころから国会で「日韓請求権協定で放棄されたのは外交保護権であり、個人の権利は消滅していない」と、当時の日本政府と全く同じ見解を繰り返し答弁した。そして盧武鉉政権当時の 2005 年に「慰安婦、サハリン残留韓国人、原爆被爆者は日韓請求権協定の対象外」との見解をまとめ、強制徴用問題については請求権協定の対象であることを否定しなかった。これは「日韓請求権協定は外交保護権の放棄である」という前政権からの見解を前提とするものであり、強制徴用問題については外交保護権を放棄したという意味にすぎず、韓国政府が賠償責任を肩代わりすると表明したものではない。したがって盧武鉉政権が責任を認めたとして今回の判決を非難する者は前提事実を誤っている。

そもそも、裁判所の見解が政府の見解と異なることを非難したり、韓国政府がこれに「対処」することを要求したりする政治家やジャーナリストが存在すること自体が異様である。司法府が行政府と異なる判断をしたからと言ってこれを抑制することができないことは、小学校 6 年で三権分立を習ったときから誰もが知っているはずである。

確かに今回の大法院判決の多数意見は強制徴用被害者の慰謝料請求権は請求権協定の

対象外としており、理由づけの部分でこれまでの韓国政府の見解とは異なっている。しかし、司法府が行政府と異なる見解を示すことはむしろ民主制の統治機構が健全に機能している証拠である。政府が異なる見解を述べる司法府を抑制することができるなら、それこそ「独裁」として批判されねばならない。

「国際法上ありえない」のは日本の主張

また、日本政府は国際司法裁判所に提訴して決着をつけるかのような発言も行っている。しかし、両当事国の合意がなければ国際司法裁判所が受理することはなく、国際司法裁判所への提訴はそもそも現実的ではない。仮に国際裁判で争うとしても、請求権協定では個人の権利は消滅せず、外交保護権の放棄にすぎないということは日韓の政府や裁判所の間で争いがなく、争点にはならない。訴訟の結論を左右する日韓の法的な対立点は「請求権協定によって訴訟による権利行使ができなくなった」という日本の最高裁及び政府の見解の是非である。

しかし、日本も韓国も世界人権宣言と国際人権規約（自由権規約）によって裁判を受ける権利を保障する義務を負っている。人権保障のためにはまず関係国における裁判を受ける権利をできるかぎり保障し、それでも救済が及ばない場合に人権条約機関や国際裁判所で救済していこうというのが国際人権法の考え方である。そうすると「権利があったとしても裁判で行使できない」という日本の主張は、いかにも「国際法上ありえない判断」であり、国際裁判で認められることは困難であろう。

強制徴用問題の原点は人権を侵害された被害者の訴え

本件の原告のうち2人は未成年のときに「技術を習得して将来朝鮮にできる製鉄所の指導的職員に採用される」という甘言によって応募し、大阪で技術習得とは関係のない生死にかかわる危険な重労働に従事させられ、大阪で現地徴用を受けて賃金を受け取ることもできなかったという。その他の原告も逃亡を企てて殴打されるなど、苛酷な労働と虐待を経験した人々である。日本の裁判所に提訴して以来20年余、8回目の判決でようやく勝訴を確定させたのである。

生きて大法院判決を聴くことができたのは94歳の原告一人のみであり、判決当日にソウルで記者会見を行った。しかし、それを日本で報じたのは通信社の配信を受けたいくつかの地方紙だけであった。

筆者は30年近く前に韓国・光州で被害者たちの聞き取りをしたことがある。そのとき

には市民体育館にぎっしりと被害者がつめかけ、圧倒されたものである。しかし、謝罪も賠償も実現しないまま被害者は一人ずつこの世を去り、筆者が直接関与した原告のうちで現在も声を上げ続けているのは 13 歳で勤労挺身隊に動員された女性ただ一人になってしまった。

強制徴用問題の原点は人権を侵害された被害者の謝罪と賠償を求める訴えである。日本のメディアがほとんど報道しなかった一人の生存被害者の後ろに、恨みを飲んで死んでいった数千人の被害者が、その後ろには故郷に帰ることもできなかった数多くの被害者がいる。中国人被害者と西松建設のように、和解を実現して継続的な慰霊行事を行っているケースもある。すでにほとんど手遅れではあるが、せめて数少ない生存者がいるうちに謝罪と賠償を行い、亡くなった被害者に対しては遺族へのしかるべき賠償と礼を尽くした慰霊と記念を行って悲惨な人権侵害の再発防止を誓ってもらいたい。

そもそも企業は国家政策にしたがって徴用工を使用したのであり、政府は和解に積極的に参与し推進すべき立場にある。現在の日本政府にそのようなことを期待すべくもないが、せめて被害者個人と民間企業の訴訟に介入して支払いや和解を妨害したり、事実を隠したまま隣国への憎悪を煽ったりするようなことだけは、やめてほしいと切に思う。

略歴

山本晴太（やまもと・せいた）

1953 年生まれ。92 年弁護士登録。

関釜裁判、浮島丸訴訟、光州千人訴訟など、多くの戦後補償訴訟の原告側弁護を担当した。